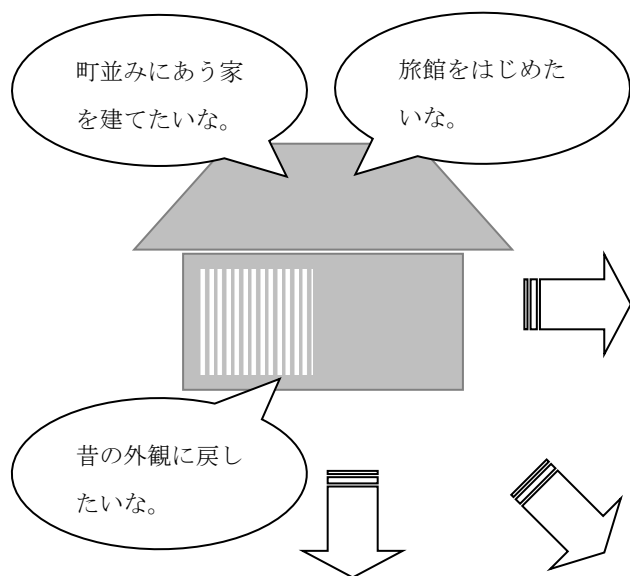


歴史的な町並みを保存するために最低限必要な3つの条項を緩和します。(法第44、53、56条)



建築基準法第44条 (道路内の建築制限)

伝統的建造物

修景建造物

底などを突出させてはいけません。
⇒緩和が必要

後退すると、壁面線が揃わない。
⇒緩和が必要

建築基準法第53条 (建蔽率)

建物

道路

建蔽率(カバレッジ)を60%以下とする為、建物の一部を除却しなければならない。
⇒緩和が必要

建築基準法第56条 (建築物の各部分の高さ)

既存不適格部分
→ 緩和が必要

伝統的建造物

修景建造物

屋根等が現行法を超えている。
⇒緩和が必要

後退すると、壁面線が揃わない。
⇒緩和が必要

緩和条例のお問い合わせ先

相談窓口	申請窓口
宇陀市教育委員会事務局 文化財課 電話：0745-82-3976 I P：0745-88-9385	宇陀市建設部 まちづくり推進課 電話：0745-82-5624 I P：0745-88-9092